

保護者様

令和 年 月 日

富岡市立妙義中学校
校長 茂木 秀明

出席停止について

あなたのお子さまは、出席停止となりました。それは、今回感染した疾病が学校保健安全法施行規則により、「学校で予防すべき感染症」と指定されているためです。出席停止の期間の基準は、下記のとおりです。なお、登校するときは、治癒証明書が必要（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は除く）となりますので、医師に記入していただいて学校へ提出してください。

記

	学校において予防すべき感染症	出席停止の期間の基準	
第1種	エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱 痘そう　南米出血熱　ペスト マールブルグ病　ラッサ熱 急性灰白髄炎　ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 鳥インフルエンザ（H5N1）および（H7N9）	治癒するまで。	
第2種	インフルエンザ　※	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。	たときはこのかぎりではない。 医師が感染のおそれがないと認め
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	風疹	発疹が消失するまで。	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで。	
	新型コロナウイルス感染症　※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師が伝染のおそれがないと認めるまで。	
第3種	コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス　パラチフス 流行性角結膜炎　急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師が伝染のおそれがないと認めるまで。	

※ 出席停止期間を経て登校する際は、保護者が記入した「療養報告書」を学校まで提出してください。

き り と り せ ん

治 癒 証 明 書

学校名 富岡市立妙義中学校

年 組 氏名

病名（ ）

月 日より上記の疾病のため出席停止となっていましたが、他に感染のおそれなくなったので 月 日より出席してよいと認めます。

令和 年 月 日

医師名

印